

## 生活関連施設一覧表

| 区分   | 生活関連施設の例示<br>(整備基準の遵守が必要な施設)  | 特定生活関連施設<br>(届出が必要な施設)   |
|--|---|--|
| 建築物<br>(小規模建築物に該当するものを除く)                                      | イ 児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、母子福祉施設その他これらに類するもの | 左のすべての施設<br>(ただし、診療所のうち患者を入院させるための施設がないものにあつては、床面積の合計が200㎡以上のものに限る。) |
|  | ロ 学校(専修学校及び各種学校を含む。)  |  |
|  | ハ 病院、診療所(患者を入院させるための施設がないものにあつては、床面積の合計が200㎡以上のものに限る。)                                  |  |
|  | ニ 観覧場、公会堂、集会場   |  |
|  | ホ 博物館、美術館、図書館、展示場   |  |
|  | ヘ 銀行その他の金融機関の店舗   |  |
|  | ト 郵便局   |  |
|  | チ 一般電気事業、一般ガス事業又は電気通信事業を営む店舗  |  |
|  | リ 公衆便所  |  |
|  | ウ 国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設   |  |
|  | ヌ ホテル、旅館、下宿   | 左の施設のうち、床面積の合計が200㎡以上のもの   |
|  | ル コンビニエンスストア(地上階に売場を有するもの)  | 左の施設のうち、床面積の合計が150㎡以上のもの   |
|  | ヲ 物品販売業(コンビニエンスストアを除く。)を営む店舗、飲食店  | 左の施設のうち、床面積の合計が200㎡以上のもの   |
|  | ワ 公衆浴場  |  |
|  | カ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗                                   |  |
|  | ヨ 市場  | 左の施設のうち、床面積の合計が500㎡以上のもの   |
|  | タ 劇場、映画館、演芸場  |  |
|  | レ 遊技場、ダンスホール、キャバレー、ナイトクラブ、バー、料理店、待合   |  |
|  | ソ ボーリング場、水泳場、スケート場、スキー場、体育館、スポーツの練習場  |  |
|  | ツ 自動車車庫   |  |
| ネ 火葬場  |   |  |
| ナ 映画スタジオ、テレビスタジオ   |   |  |
| ラ 工場、事務所   |   |  |
| ム 共同住宅、寄宿舎   | 左の施設のうち、床面積の合計が1,000㎡以上のもの  |  |
| 小規模建築物   | イ 床面積の合計が200㎡未満の診療所(患者を入院させるための施設を有しないものに限る。)、薬局、理髪店、美容院                                |  |
|  | ロ 床面積の合計が150㎡未満のコンビニエンスストア  | 左の施設のうち、床面積の合計が100㎡以上のもの   |
| ハ トアを除く。)、飲食店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗、公衆浴場 |   |  |
| 公共交通機関の施設  | イ 鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の用に供する施設  | 左のすべての施設   |
|  | ロ 空港法に規定する空港  |  |
|  | ハ 自動車ターミナル法第2条第4項に規定するバスターミナル   |  |
| 公園   | イ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園その他これに類する公園   | 左のすべての施設   |
|  | ロ 児童福祉法第40条の児童遊園  |  |
|  | ハ 遊園地、動物園、植物園   |  |
| 道路   | 道路法第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。)  | 左のすべての施設   |
| 路外駐車場  | 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場(駐車場法施行令第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。)であつて、建築物以外のもの            | 左の施設のうち、自動車の駐車のに供する部分の面積が500㎡以上のもの(その利用について料金を徴収するものに限る。)            |